

公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和8年10月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 業務名

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託

(2) 目的

本県で飼養されている黒毛和種繁殖雌牛について、赤身肉の特性を生かした新たなブランドを創出するため、ブランディング検討会によるブランディング戦略やブランド基準等の検討、肥育試験による肉質への影響の把握、実需者を対象としたテストマーケティングを実施する。

また、ブランド発表会や飲食店フェア等を通じた情報発信を実施することで、ブランド価値向上及び販路拡大を図り、持続的なブランド展開につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託仕様書（別紙）による。

(4) 事業実施期間

委託契約締結の日から令和10年3月31日まで

※令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間の業務は、令和9年度予算が成立した際に別途協議のうえ、新たに契約を締結する予定

(5) 委託期間（予定期間を含む。）

令和8年度 委託契約締結日から令和9年3月31日まで

令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※令和9年度契約については、令和9年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

(6) 見積限度額

令和8年度 金 8,589,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

令和9年度 金 18,068,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

※令和9年度金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

※令和9年度金額が大幅に変更となる場合は、再度、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定することとする。

(7) 対象となる経費

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託仕様書（別紙）を参照のこと。

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再

- 生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (5) 過去５年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

項 目	評 価 事 項
業務内容	①提案内容の的確性 ・事業の目的を十分に理解し、仕様書の内容を充足する内容になっているか。 ・取組について、開催内容やPR方法について、効果が期待できる提案内容となっているか。 ②提案内容の創造性 ・提案者による創意工夫がなされているか。 ③提案内容の実現性 ・提案者の実績・体制等も踏まえ、提案された内容は現実的であり、確実に履行できる内容となっているか。 ④見積額の妥当性 ・提案した内容に対し妥当な積算がなされているか。
業務の実施体制	⑤配置予定者の専門性・実績 ・提案者は提案内容を実施する上で十分な人員を確保しているか、また、十分な専門性を有しているか。 ⑥工程の妥当性 ・事業のスケジュールは妥当であり、十分実現可能な計画となっているか。 ⑦実需者との関係 ・実需者等と繋がりを持ち、本事業を効率的に実施できるか。
会社の業務実績	⑧同種及び類似業務の実績 ・過去に本事業と類似した事業を実施した実績などを持ち、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。
総合力等の評価	⑨特に評価できる点等総合的勘案事項 ・上記のほか、特に評価できる点等 総合的勘案事項があるか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県農林水産部畜産課 生産振興グループ

〒３１０－８５５５ 茨城県水戸市笠原町９７８番６

電話 ０２９－３０１－３９９３ FAX ０２９－３０１－３９９９

電子メール chikusan3@pref.ibaraki.lg.jp

(2) プロポーザルに関する質疑受付・回答

ア 質疑の提出方法

質疑・回答書（別紙）により、FAXもしくは電子メールで提出するものとする。

なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

イ 質疑受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）正午までとする。

ウ 提出先

4（1）担当部局に同じ。

エ 回答方法

質疑に対する回答は、令和8年10月15日（木）午後5時までにFAXもしくは電子メールにより行う。

なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加または修正とみなす。

5 企画提案書等の提出期限等

（1）提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（様式1） 1部

イ 会社・団体概要（様式2） 1部

ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 5部

エ 資格要件に関する申立書（様式4） 1部

オ 企画提案書（様式自由とするが、提案者名がわかるような記載はしないこと。） 5部

以下の事項を記載すること。

（ア）ブランディング検討会の開催

具体的な実施内容、開催時期、参加予定者、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（イ）肥育試験の実施

肥育試験の実施体制、協力生産者の確保方法及び実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（ウ）テストマーケティングの実施

想定する飲食店、具体的な実施内容、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（エ）ブランドネーム及びロゴマークの作成

（オ）ブランド発表会の開催

- ・ブランド発表会の企画立案等を記載すること。
- ・想定する会場、具体的な実施内容、実施時期、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（カ）ブランド発表会与連動した効果的な飲食店メニューフェア等の実施

想定する飲食店、具体的な実施内容、実施時期、実施に向けた関係機関との連携等について記載すること。

（キ）積極的なPRの実施

メディアへの情報発信手法について記載すること。

（ク）（ア）から（キ）の取組について過去に同様の取組みを行った経験があればその内容を記載すること。

なお、企業や生産者等の名称は具体的に記載すること。

（ケ）業務実施体制

業務全体について、人員配置や役割、業務の流れ等を明記すること。

（コ）工程計画について想定業務等を工程表の形式で記載すること。

（サ）再委託の有無及び予定

（タ）費用見積額

年度ごと、項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

（2）提出期限 令和8年10月16日（金）必着

（3）提出先 4（1）の担当部局に同じ。

（4）提出方法 持参又は郵送に限る。

（5）留意事項

企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで。（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合には、令和8年10月16日（金）までに到着したものを有効とする。

6 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日時・場所 企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。
- (2) その他
 - ア プレゼンテーションは、非公開とする。
 - イ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。
また、提出書類は返却しない。
- (3) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金
落札者は契約金額の100分の10以上の額を契約保証金とし茨城県に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(別 紙)

茨城県農林水産部畜産課 生産振興担当グループ 行
(FAX 029-301-3999)

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託
質疑・回答書

名 称：
担当者名：
連 絡 先：

質 問 内 容

回 答 内 容

(様式1)

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託
企画提案提出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(畜産課扱い)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

氏名（ふりがな）	
所属	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

(様式2)

会社・団体概要

商号又は名称	
代表者	
住所	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
主な支店・営業所	

※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること。(提出部数1部)

(様式3)

過去5年間の同種又は類似業務の実績

業務名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額（千円） 履行期間

(様式4)

資格要件に関する申立書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(畜産課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度赤身肉ブランド確立推進事業業務委託のプロポーザルの参加に要求される下記の資格要件を
全て満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 4 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 5 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。